

(一関市藤沢交流施設条例の一部改正)

改正前						改正後					
別表第1 (第10条、第16条関係) 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室						別表第1 (第10条、第16条関係) 藤沢交流施設 (1) 宿泊施設の客室					
区分	利用人数	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額				区分	利用人数	1人につき1泊当たりの利用料金の限度額			
		閑散期		繁忙期				閑散期		繁忙期	
		一般	小学生	一般	小学生			一般	小学生	一般	小学生
ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>	9,900円	<u>5,000円</u>	ファミリー ールーム	1人～2人	<u>9,430円</u>	<u>4,710円</u>	10,370円	<u>5,240円</u>
	3人～6人	<u>6,500円</u>	<u>4,500円</u>	7,200円	<u>5,000円</u>		3人～6人	<u>6,810円</u>	<u>4,710円</u>	7,540円	<u>5,240円</u>
ツインル ーム	1人	<u>8,000円</u>	<u>5,000円</u>	8,800円	<u>5,500円</u>	ツインル ーム	1人	<u>8,380円</u>	<u>5,240円</u>	9,220円	<u>5,760円</u>
	2人～3人	<u>7,000円</u>	<u>5,000円</u>	7,700円	<u>5,500円</u>		2人～3人	<u>7,330円</u>	<u>5,240円</u>	8,070円	<u>5,760円</u>
[略]						[略]					
(2) [略]						(2) [略]					
(3) 温浴施設						(3) 温浴施設					
区分		利用料金の限度額				区分		利用料金の限度額			
日帰り一般	1人につき			<u>500円</u>		日帰り一般	1人につき			<u>600円</u>	
日帰り小学生	1人につき			300円		日帰り小学生	1人につき			300円	
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											